

- 平成29年6月の水防法改正により、**要配慮者利用施設**(社会福祉施設、学校、医療施設)の管理者等は、**避難確保計画の作成、訓練の実施**及びそれらを市町長への報告することが**義務化**
- 「避難確保計画」の作成率は約99%であるが、「避難訓練」実施率は約21%と低迷(R6.9末)
- そこで、「避難訓練」実施率向上のため、行政機関(国・県・市町)による施設への支援が必要

■ 支援(講習会開催)のスケジュール

※ 現時点の予定であるため、今後スケジュール等変更となる場合があります。

- **3月下旬** 減災対策協議会で国・県が支援すると発表
- **4月下旬** 市町防災部局へ講習会開催を通知 (県)
- **5月中旬** 開催市町の選定 (国・県)
- **5月下旬** 講習会を開催 (国・県・関係市町)
- **～3月末** ※出水期までの実施を目標とする

■ 役割分担

- 国 : 講習会の内容検討、資料作成、講習会講師
- 砂防防災課 : 市町との調整窓口、講習会スタッフ
- 市町(担当課) : 施設との調整窓口、講習会スタッフ

水防法

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

5 第一項の**要配慮者利用施設の所有者又は管理者は**、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の**要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。**

訓練実施結果報告書 (様式例)

施設名				
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで			
実施場所				
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他の災害 ()			
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 図上訓練		<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練	
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練		<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練	
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練		<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練	
	<input type="checkbox"/> その他 () (訓練内容を適時自由記載)			
訓練参加者 ・参加人数	従業者(全員・一部) 名(うちパート・アルバイト 名) 施設利用者(全員・一部) 名(うち通所者 名) その他訓練参加者:施設利用者の家族 名 地域の協力者 名 その他 名			
訓練実施責任者	職	氏名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数		名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性		時間	分
訓練によって確認された課題とその改善方法等				
訓練記録作成者	職	氏名		

c. ハザードマップの周知・活用等（避難訓練実施の促進・支援）

福井県・市町 5

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況は、概ね100%となっている。
- 一方で、避難訓練の実施率が低い状況にある。
- 今後、避難訓練の実施につなげるための講習会開催など、要配慮者利用施設関係者および行政関係者に対して避難訓練の実施を国・県が連携して促進・支援していく。
 - ・ 水防法で、被災のおそれのある地域について、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画作成し、避難訓練を実施することが義務付けられている。
 - ・ 避難の実効性を確保するためには、平時からの避難訓練の継続的な実施が必要
 - ・ 訓練を実施したら、概ね一ヶ月以内を目安に訓練結果を市町に報告

■ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成および避難訓練の実施状況

- ・ 避難確保計画の作成率 約99%（全1,581施設 R6.9末時点）
- ・ 避難訓練の実施率 約21%



■ 要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省WEBサイト）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への施設名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条の3 1、5及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成（義務）
- ・訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2、5及び8項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告（義務）
- ・訓練結果の市町村への報告（義務）← 国・県による支援（R7）
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告（義務）

施設に避難確保計画及び訓練実施結果等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3、4及び6項】

市町村長は、以下の行為ができる

- ・計画が未作成の場合、施設の所有者又は管理者に対する必要な指示
- ・指示に従わなかったときは、その旨の公表
- ・計画の作成や訓練の結果の報告を受けたときは、必要な助言又は勧告

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表等ができる